

E i w a N e w s

令和5年3月期以降の決算の留意点

令和5年4月
(No. 213)

令和5年3月期以降の決算にあたり、前事業年度から変更のあった税務項目のうち、賃上げ促進税制、少額減価償却資産の損金算入制度についてご紹介します。

[1] 賃上げ促進税制

(1) 大企業向け賃上げ促進税制

青色申告法人が令和4年4月1日以後に開始する事業年度において、継続雇用者に対する給与等が対前年度比で3%以上増加し、従業員への給与支払額を前年度より一定以上増加させた場合に、その増加額の一部を税額控除できる制度となります。

| | | 前期(令和3年4月1日～) | 当期(令和4年4月1日～) |
|-----|------|---------------------------|---|
| 基本 | 適用要件 | ・新規雇用者給与等支給額が対前年度比で2%以上増加 | ・継続雇用者給与等支給額が対前年度比で3%以上増加 ・従業員への還元、取引先への配慮を行うこと等を宣言していること ※1 |
| | 税額控除 | 新規雇用者給与等支給額(※2)×15% | 雇用者給与等支給増加額×15% |
| | 控除限度 | 法人税額×20% | 法人税額×20% |
| 上乗せ | 適用要件 | ・教育訓練費が対前年度比で20%以上増加 | ・継続雇用者給与等支給額が対前年度比で4%以上増加(A) ・教育訓練費が対前年度比で20%以上増加(B) |
| | 税額控除 | 5%を上乗せ | ・(A)⇒10%を上乗せ ・(B)⇒5%を上乗せ |
| | 控除限度 | 法人税額×20% | 法人税額×20% |

※1 資本金10億円以上かつ常時使用従業員が1,000人以上の法人が対象

※2 雇用者給与等支給増加額を限度

(2) 中小企業向け賃上げ促進税制

中小企業者等が令和4年4月1日以後に開始する事業年度において、国内雇用者に対する給与等が対前年度比で1.5%以上増加した場合に、その増加額の一部を税額控除できる制度となります。

| | | 前期(令和3年4月1日～) | 当期(令和4年4月1日～) |
|-----|------|---|---|
| 基本 | 適用要件 | ・雇用者給与等支給額が対前年度比で1.5%以上増加 | ・雇用者給与等支給額が対前年度比で1.5%以上増加 |
| | 税額控除 | 雇用者給与等の支給増加額×15% | 雇用者給与等の支給増加額×15% |
| | 控除限度 | 法人税額×20% | 法人税額×20% |
| 上乗せ | 適用要件 | 雇用者給与等支給額が対前年度比2.5%以上増加し、かつ、次のいずれかを満たすこと ・教育訓練費が対前年度比10%以上増加 ・経営力向上計画の認定、経営力向上の証明 | ・雇用者給与等支給額が対前年度比で2.5%以上増加(A) ・教育訓練費が対前年度比で10%以上増加(B) |
| | 税額控除 | 10%を上乗せ | ・(A)⇒15%を上乗せ ・(B)⇒10%を上乗せ |
| | 控除限度 | 法人税額×20% | 法人税額×20% |

[2] 少額減価償却資産の損金算入の特例

中小企業者等が、取得価額30万円未満の減価償却資産を取得等した場合には、年間300万円を限度として、その全額を損金算入することができます。

しかし、令和4年4月1日以後に取得等する場合には、上記少額減価償却資産から貸付け(主要な事業として行われるものは除く)の用に供したものは除かれます。

ここでいう主要な事業として行われる貸付けとは、以下のように例示がされております。

(法規27の17、法通達7-1-11の3)

| 貸付け | 例示 |
|---|---|
| 当該内国法人が当該内国法人との間に特定関係（一の者が法人の事業の経営に参加し、事業を実質的に支配し、又は株式若しくは出資を有する場合における当該一の者と法人との間の関係（以下この号において「当事者間の関係」という。））、一の者との間に当事者間の関係がある法人相互の関係その他これらに準ずる関係をいう。）がある法人の事業の管理及び運営を行う場合における当該法人に対する資産の貸付け | 企業グループ内の各法人の営む事業の管理運営を行っている法人が当該各法人で事業の用に供する減価償却資産の調達を一括して行い、当該企業グループ内の他の法人に対してその調達した減価償却資産を貸し付ける行為 |
| 当該内国法人に対して資産の譲渡又は役務の提供を行う者の当該資産の譲渡又は役務の提供の事業の用に専ら供する資産の貸付け | 法人が自己の下請業者に対して、当該下請業者の専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供される減価償却資産を貸し付ける行為 |
| 継続的に当該内国法人の経営資源（事業の用に供される設備（その貸付けの用に供する資産を除く。））、事業に関する従業者の有する技能又は知識（租税に関するものを除く。）その他これらに準ずるものをいう。）を活用して行い、又は行うことが見込まれる事業としての資産の貸付け | 小売業を営む法人がその小売店の駐車場の遊休スペースを活用して自転車その他の減価償却資産を貸し付ける行為 |
| 当該内国法人が行う主要な事業に付随して行う資産の貸付け | 不動産貸付業を営む法人がその貸し付ける建物の賃借人に対して、家具、電気機器その他の減価償却資産を貸し付ける行為 |

ただし、資産の貸付け後に譲渡人（当該内国法人に対して当該資産を譲渡した者）等が、当該資産を買い取り、又は当該資産を第三者に買い取らせることをあつせんする旨の契約が締結されている場合（当該貸付けの対価の額及び当該資産の買取りの対価の額の合計額が当該内国法人の当該資産の取得価額のおおむね100分の90に相当する金額を超える場合に限る。）における貸付けは、主要な事業として行われる貸付けに該当しません。

また、上記の取扱いについては、取得価額が10万円未満等の少額の減価償却資産の損金算入制度、及び一括償却資産の損金算入制度においても、同様の見直しが行われています。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。